

提案書作成要領

本事業における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

2 業務の内容

「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱」及び「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要領」のとおり。

3 提案資格

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和3年4月以降に、保育・教育施設において同種のサービスの提供実績があること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づき指名停止を受けていない者であること。

4 参加に係る手続き

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 実績確認書類

令和3年4月以降に、保育・教育施設において同種のサービスの提供実績があることがわかる書類を提出してください。

(2) 提出期限等

提出期限 令和6年3月22日（金）午後5時まで（必着）

提出方法 持参又は郵送又はEメール（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。Eメールの場合は、送付後に必ず電話連絡を行ってください。）

提出先 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎13階
横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課
Eメール：kd-hoikushien@city.yokohama.jp
電話：045-671-2396

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式2）により通知します。また、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を送付します。

ア 通知日

令和6年3月26日（火）までに行います。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（様式4）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市こども青少年局ホームページ（保育・教育支援課）に掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和6年3月27日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出先 Eメール（kd-hoikushien@city.yokohama.jp）
- (3) 提出方法 Eメール（送付後に必ず電話連絡を行ってください。）
- (4) 回答日及び方法 令和6年3月29日（金）までにホームページに掲載します。

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（提案書様式1～3）及び自由書式に基づき作成するものとし、ます。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
 - ア 所定書式に記載するもの
 - (ア) 提案書（提案書様式1）
本様式を表紙としてください。
 - (イ) 提案書の開示に係る意向申出書（提案書様式2）
 - (ウ) 企業の取組について（提案書様式3）
提案書評価項目一覧9～13について、記載してください。
 - イ 自由書式に記載するもの
提案書評価項目一覧1～8を踏まえ、作成してください。
- (4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
 - ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
 - エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
 - オ 本文の各ページには、下部にページ番号を表示してください。
 - カ 提案書には提案書表紙を除き、一切会社名の記載及び会社名が推定できる記載（固有のサービス名称を含む）は行わないでください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

- (1) 提案書の提出
 - ア 提出部数 8部（正本1部、複写7部）
 - イ 提出先 4(2)と同じ
 - ウ 提出期限 令和6年4月4日（木）午後5時まで
 - エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）
- (2) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 - イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
 - ウ 提出された書類は、返却しません。
 - エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和6年4月9日又は10日を予定
- (2) 実施場所 本市の指定する場所
(別途、ヒアリング対象者に対して個別に連絡します。)
- (3) 出席者 1者につき3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業」請負候補者特定に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委員	こども青少年局 企画調整課長 こども青少年局 保育・教育支援課長 こども青少年局 保育・教育運営課長 こども青少年局 こども家庭課長 こども青少年局 保育・教育支援課担当係長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式5）により通知します。

- (1) 通知日
令和6年4月19日（金）までに通知します。
- (2) その他
特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、請負候補者の特定を目的に実施するものであり、選定後の業務においては、

必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- (3) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、請負候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、請負候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

(様式1)

年 月 日

横浜市長

住所

商号又は名

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市長

提案資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までにこども青少年局
保育・教育支援課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 こども青少年局保育・教育支援課

電話 045-671-2396

E-mail kd-hoikushien@city.yokohama.jp

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市長

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

提出書類

- 1 質問書様式（提出期限 月 日。ただし質問がない場合は不要）
- 2 提案書（提出期限 月 日）

その他関係書類

- 1 横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱
- 2 横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要領
- 3 提案書作成要領
- 4 業務説明資料
- 5 様式類電子データ（参考）

連絡担当者

所属 こども青少年局保育・教育支援課

電話 045-671-2396

E-mail kd-hoikushien@city.yokohama.jp

(様式4)

年 月 日

横浜市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

質 問 事 項

【回答の送付先】

担当部署
担当者名
電話番号
E-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(様式5)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市長

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

結果①：最適であると特定しました。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までにこども青少年局
保育・教育支援課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 こども青少年局保育・教育支援課

電話 045-671-2396

E-mail kd-hoikushien@city.yokohama.jp

(提案書様式1)

年 月 日

横浜市長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(提案書様式2)

年 月 日

横浜市長

住所
商号又は名称
代表者職氏名

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

- 上記の件について、
1. 提案書の開示を承諾します。
 2. 提案書の非開示を希望します。
- 理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-mail

(提案書様式3)

企業の取組について

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。

- 9 次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、または、よこはまグッドバランス企業認定を取得しているか。
- いずれかを取得している
※「いずれかを取得している」を選択した場合、挙証資料を提出すること。
- いずれにも認定されていない
- 10 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。
- 取得している
※「取得している」を選択した場合、挙証資料を提出すること。
- 取得していない
- 11 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成
- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。（従業員43.5人以上の事業者）
または、障害者を1人以上雇用している。（従業員43.5人未満の事業者）
※「達成している」または「雇用している」を選んだ場合、挙証資料を提出すること
- 達成していない（従業員43.5人以上）又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）
- 12 横浜健康経営認証のAAAクラスまたはAAクラスの認証を取得しているか。
- いずれかの認証を取得している
※「いずれかの認証を取得している」を選択した場合、挙証資料を提出すること。
- いずれの認証も取得していない
- 13 横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」認定（Standard、またはSuperior、またはSupreme）を取得しているか。
- いずれかの認定を取得している
※「いずれかの認定を取得している」を選択した場合、挙証資料を提出すること。
- いずれの認定も認証していない